

広島市立大学国際センター規程

令和5年3月28日

規程第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、広島市立大学学則（平成22年広島市立大学学則第1号）第6条第2項の規定に基づき、国際センターに関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 国際センターは、グローバルな視野を持ち、多文化共生社会の一員として活躍できる人材を育成するため、海外学術交流協定大学等との国際交流の推進、国際交流を通じた異文化理解の促進、外国語教育の充実等により、大学の国際化を推進することを目的とする。

(分掌事務)

第3条 国際センターは、次に掲げる業務を所掌する。

- (1) 国際交流に関すること。
- (2) 留学生の派遣及び受入に関すること。
- (3) グローバル人材育成に係る企画及び調整に関すること。
- (4) 国際交流推進センターの運営に関すること。
- (5) 語学センターの管理運営に関すること。
- (6) 語学センターの整備に関すること。
- (7) 語学教育機器に関する教育利用法の研究開発及び利用者に対する技術指導に関すること。
- (8) 外国語教育のための教材ソフトの整備、管理及び研究開発並びに利用者に対する関連サービスに関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、国際センターの運営に関すること。

(センター)

第4条 国際センターに、次のセンターを置く。

- (1) 国際交流推進センター
- (2) 語学センター

(組織)

第5条 国際センターに、次の職員を置く。

- (1) 国際センター長
- (2) 国際センター次長
- (3) 事務職員その他必要な職員

(センター長)

第6条 国際センター長（以下「センター長」という。）は、学長が指名し、理事長が任命する。

2 センター長は、国際センターの運営をつかさどる。

3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、センター長の任期の末日は、当該センター長を任命する理事長の任期の末日以前でなければならない。

4 センター長が辞任したとき、又は欠けたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（委任）

第7条 この規程の施行に関し必要な事項は、センター長が国際交流委員会又は附属施設等運営委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。